

～日本年金機構からの大切なお知らせです～

令和元年台風 19 号に伴う災害により被害を受けられた皆様へ 水害等で被災し、国民年金保険料の納付が困難な方は 申請により納付を免除される場合があります。

令和元年台風19号に伴う災害により被害を受けられた皆様には、謹んでお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧と皆様のご健康を心からお祈り申し上げます。

国民年金保険料(第1号被保険者の保険料)については、災害等で大きな被害を受けたことにより納付が困難な場合、申請をして承認されると保険料の全額が免除される制度(特例免除)があります。(災害により被災し、住宅、家財その他の財産について、おおむね2分の1以上の損害を受けられた方が対象となります。)

1. 申請に必要な書類

- 国民年金保険料免除・納付猶予申請書
- 国民年金保険料免除・納付猶予申請に係る被災状況届
 - 『被災状況届』は、被災による損害状況(財産等におおむね2分の1以上の損害があること)を確認するため、財産等の金額及び損害額等の必要事項を記入してください。
- 罹災証明書、または被害農林漁業者等と認定された被害認定書の写し
 - 罹災証明書等により損害の程度が確認できる場合は『被災状況届』の提出は不要です。
- 保険金・損害賠償金等の支給金額等を確認できる証明書の写し
 - 保険金・損害賠償金等が支給される場合は必要となります。

2. 提出先

- お住まいの市区役所・町村役場の国民年金担当窓口、お近くの年金事務所(郵送による提出も可能)
 - ※ ご本人以外の方が提出する場合は、本人からの「委任状」が必要となります。

3. 免除される期間等

- 災害等を理由とした免除は、災害等が発生した日の属する月の前月分から翌々年の6月分までの期間が対象となります。
- このため、今回の大雨災害により免除が承認される期間は、令和元年9月分から令和3年6月分までの期間となります。
 - ※ 免除申請は年度単位で行っていただく必要がありますので、現時点では令和元年7月分から令和2年6月分までの期間を申請いただき、令和2年7月分から令和3年6月分までの期間は令和2年7月以降にあらためて申請いただくこととなりますので、ご了承ください。

4. 減額される年金額を増やせます

- 保険料が免除された期間は、10年以内であれば、あとから保険料を納めること(追納)により、保険料を納付した場合と同じとなります。
- 保険料免除期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされますので、お早目の追納をお勧めします。

ご不明な点は、お住まいの市区役所・町村役場の国民年金担当窓口、お近くの年金事務所の国民年金課までご相談ください。

日本年金機構ホームページ <https://www.nenkin.go.jp>



日本年金機構
Japan Pension Service